

香芝市指定管理者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市指定管理者選定委員会の設置、組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 香芝市における指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の適正かつ公正な選定等を行うため、香芝市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 書類の審査及び評価に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定に関すること。
- (3) その他指定管理者の選定等に関し特に必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、指定管理者の選定を行う公の施設（以下「指定施設」という。）ごとに10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 企画調整部長
- (3) 総務部長
- (4) 指定施設を所管する部又は局長
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要であると認める者

3 会長は、副市長をもって充てる。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員会の設置期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第7条 委員会の会議は、公開しない。

(選定基準)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる選定基準に従い、厳正な審査の上、候補者を選定しなければならない。

- (1) 施設設置の目的が達成できること。
- (2) 施設利用者の平等な利用の確保が図られること。
- (3) 施設の適切な維持管理が図られること。
- (4) 施設の効用が最大限発揮され、サービスの向上が図られること。
- (5) 施設の管理に係る経費の縮減が図られること。
- (6) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること。

(資料の提出等の要求)

第9条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、説明等を求めることができる。

(審査結果の公表等)

第10条 委員会における審査の結果及び審査経過は、原則として公表する。

2 委員会は、候補者の選定にかかる公平性及び透明性を確保するため、審査及び選考過程の経過を議事録により記録するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、指定施設を所管する課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。